社会福法人明松会定款施行細則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、社会福祉法人明松会定款（以下「定款」という。）第４５条の規定により社会福祉法人明松会（以下「この法人」という。）の運営及び業務執行について、必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　評議員選任・解任委員会

（評議員選任・解任委員会運営細則）

第２条　定款第６条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める社会福祉法人明松会評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第３章　理事会

（理事会の開催）

第３条　理事会は、毎会計年度に６月、９月、１２月及び３月の年４回開催する。

２　前項に規定するほか、理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

⑴　理事長（定款第２９条第２項に規定する各理事を含む。この条及び次条において「招集権者」という。）が必要と認めたとき。

⑵　招集権者以外の理事から招集者に会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

⑶　前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

⑷　社会福祉法第（昭和２６年法律第４５号）４５条の１８第３項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第１０１条第２項に基づき、監事から招集権者に招集の請求があったとき。

⑸　前号の請求があった日から５日以内に、その請求があったその日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（招集者）

第４条　理事会は、招集権者が招集する。ただし、前条第２項第３号による場合は、その請求をした理事が、前条第２項第４号による場合は、その請求をした監事が招集する。

（招集の手続）

第５条　理事会を招集する場合は、理事会の日の１週間前までに、次の事項を定め、理事及び監事に通知しなければならない。ただし、第３条第２項第１号により理事会を招集する場合は、第２号の事項を省略することができる。

⑴　理事会の日時・場所

⑵　理事会の目的である事項

２　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を招集することができる。

（理事会の決議事項）
第６条　定款第２８条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表１に記載のとおりとする。
（理事による利益相反取引等の制限）
第７条　理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
⑴　理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
⑵　理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
⑶　この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
２　理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
⑴　取引をする理由
⑵　取引の内容
⑶　取引の相手方・金額・時期・場所
⑷　取引が正当であることを示す参考資料
⑸　その他必要事項
３　前項の規定により理事会に示した事項を変更する場合には、事前に理事会の承認を得るものとする。
（利益相反取引等の報告）
第８条　理事が前条第１項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
（決議方法）
第９条　理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
２　前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
３　議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。
（決議の省略）
第１０条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りでない。
（報告の省略）
第１１条　理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長による自己の職務の執行状況についての報告は、省略することができない。
（監事の出席）

第１２条　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（議事録）

第１３条　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次の事項を記載しなければならない。

⑴　開催日時・場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

⑵　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

ア　理事の請求を受けて招集されたもの

イ　理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの

ウ　監事の請求を受けて招集したもの

エ　監事が招集したもの

⑶　理事会の議事の経過の要領及びその結果

⑷　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

⑸　次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア　競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告

イ　理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告

ウ　理事会で述べられた監事の意見

⑹　出席した理事及び監事の氏名

⑺　議長の氏名

２　決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

⑴　決議があったものとみなされた事項の内容

⑵　前号の事項を提案した理事の氏名

⑶　決議があったものとみなされた日

⑷　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

３　報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

⑴　報告を要しないものとされた事項の内容

⑵　報告を要しないものとされた日

⑶　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

４　議事録は、理事会の日からこの法人の事務所で１０年間保存するものとする。

（議事録の配布）

第１４条　議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を報告するものとする。

第４章　理事長の執行権限等

（理事長の専決事項等）

第１５条　定款第２８条に定める理事長の専決事項並びに理事長専決権の施設長

及び管理者の受任については、別表２に記載のとおりとする。
２　理事長専決権の受任職にある者は、受任事項に係る処理を行ったもののうち、その内容が重要であると認められるものについては、速やかに文書または口頭により理事長に報告しなければならない。
（事務職員の配置及び職務）
第１６条　定款第４条に規定する事務所に事務職員を置くことができる。
２　事務職員の職務は、次の各号のとおりとする。
⑴　職員の身分、給与及び福利厚生に関すること。
⑵　理事会及び評議員会に関すること。
⑶　諸規程に関すること。
⑷　財産の取得、管理及び処分に関すること。
⑸　事業計画及び予算に関すること。
⑹　事業報告書及び決算に関すること。
⑺　資金の計画、調達及び運用に関すること。
⑻　その他理事長が必要と認めたこと。
（重要な職員）
第１６条の２　定款第２４条第２項が定める施設の長他の重要な職員（以下、「重要な職員」という。）の範囲は次に掲げるものとし、理事会において選任及び解任する。
⑴　施設長
⑵　管理者
⑶　事務長
第５章　監事
（監事の選任議案）
第１７条　理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
（監査及び差止め請求）
第１８条　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
２　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
（理事会への報告）
第１９条　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第６章　その他

（秘密の保持）

第２０条　この法人の評議員選任・解任委員会の委員、役員及び役員であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。

（改正）

第２１条　この施行細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この施行細則は、公布の日から施行し、平成２年６月１９日から適用する。

附　則

この施行細則は、平成５年１２月２２日から施行する。

附　則

この施行細則は、平成７年５月２９日から施行する。

附　則

この施行細則は、平成９年３月２７日から施行する。

附　則

この施行細則は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則

この施行細則は、平成１４年５月２２日から施行する。

附　則

この施行細則は、平成９年３月２７日から施行する。

附　則

この施行細則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この施行細則は、平成３０年１１月９日から施行する。

２　この施行規則の施行日において事務長の職にある者については、この施行規則の規定に基づき理事会で選任されたものとみなす。